

別記様式第56(第41条関係)

表

第 号 放射線検査官身分証明書 職 名 氏 名 生年月日 上記の者は、放射線検査官であることを証明する。 年 月 日交付 原子力規制委員会 印	写真 印
--	----------------------------

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A7とすること。

裏

放射性同位元素等の規制に関する法律(抄)

第43条の2 原子力規制委員会、国土交通大臣又は都道府県公安委員会は、この法律(国土交通大臣にあつては第18条第1項、第2項及び第4項並びに第33条第1項及び第3項の規定、都道府県公安委員会にあつては第18条第6項の規定)の施行に必要な限度で、その職員(原子力規制委員会にあつては放射線検査官、都道府県公安委員会にあつては警察職員)に、許可届出使用者(表示付認証機器届出使用者を含む。)、届出販売業者、届出賃貸業者若しくは許可廃棄業者又はこれらの者から運搬を委託された者の事務所又は工場若しくは事業所に立ち入り、その者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な最小限度において、放射性同位元素若しくは放射性汚染物を収去させることができる。

2 (略)

3 前2項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第52条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

十四 第43条の2第1項(同項に規定する運搬を委託された者に係る部分を除く。)の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第55条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

十八 第43条の2第1項(同項に規定する運搬を委託された者に係る部分に限る。)又は第2項の規定による立入り、検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A7とすること。